

第11回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月27日 午前9時00分～
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 101会議室
- 3 出席委員 15名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	黒木優子
農業委員	3番	小笠秀哉	農業委員	4番	興梠千恵美
農業委員	5番	木村俊一	農業委員	6番	坂本建吾
農業委員	7番	甲斐正道	農業委員	8番	渡邊 恵
農業委員	9番	藤木洋子			
推進委員	1番	太田博美	推進委員	2番	小貫峰重
推進委員	3番	石井一廣	推進委員	4番	藤田忠義
推進委員	5番	飯干豊昭			
			推進委員	8番	小迫正光
- 4 欠席委員 3名

農業委員	10番	畦池 港			
推進委員	6番	後藤博文	推進委員	7番	渡邊巳鶴

5 議事内容

- 議案第30号 農地法第3条の許可について
 議案第31号 農地法第5条の許可について

事務局長	ただ今から、第11回の農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に9番と2番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。 議案第30号農地法第3条許可の1について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第30号農地法第3条許可の1について説明
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
小迫委員	この件につきましては、4月より新規就農する孫に農地を貸し出すとの事です。すぐに耕作可能な状態でもありますので、特に問題ないかと思われます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。まず、議案第30号農地法第3条の許可1について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手により、議案第30号農地法第3条の許可の1について承認とします。
議長	議案第30号農地法第3条許可の2について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第30号農地法第3条許可の2について説明
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
飯干委員	この農地については、既に〇〇氏が営農されておりますが、名義変更が行われていなかったとの事です。登記を変更するために申請したとのことです。実際に営農されておりますので、特に問題ないかと思われます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。まず、議案第30号農地法第3条の許可2について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	議案第30号農地法第3条許可の2について承認とします。

議長	議案第 30 号農地法第3条許可の3について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 30 号農地法第3条許可の 3 について説明
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
黒木委員	この件につきましては、4月より新規就農する子に農地を貸し出すとの事です。すぐに耕作可能な状態でもありますので、特に問題ないかと思われます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。まず、議案第 30 号農地法第3条の許可 3 ついて賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	議案第 30 号農地法第3条許可の 3 について承認とします。
議長	議案第 30 号農地法第3条許可の 4、5 について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 30 号農地法第3条許可の 4、5 について説明
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
木村委員	この農地は、過去にお互いに農地交換をしておったそうですが、登記変更がされてなかったそうです。それが判明したため登記を変更するため申請されております。すでに耕作されている状態でありますので、特に問題ないかと思われます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。まず、議案第 30 号農地法第3条の許可 4、5 ついて賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	議案第 30 号農地法第3条許可の 4、5 について承認とします。
議長	議案第 30 号農地法第3条許可の 6 について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 30 号農地法第3条許可の 6 について説明
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
木村委員	この農地は、父から子への生前の土地所有権移転です。すでに耕作されている状態でありますので、特に問題ないかと思われます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。まず、議案第 30 号農地法第3条の許可 6 ついて賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	議案第 30 号農地法第3条許可の 6 について承認とします。
議長	議案第 30 号農地法第3条許可の 7 について事務局より説明をお願いします。また地元委員本人の案件になりますので詳細説明も同時にお願いします。
事務局	議案第 30 号農地法第3条許可の 7 について説明
事務局	この農地はかねてより売買の交渉を行っておりましたが、両者間で話し合いが済んだとの事で申請されております。すぐにでも耕作できる状態でありますので、特に問題ないかと思われます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。まず、議案第 30 号農地法第3条の許可 6 ついて賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	議案第 30 号農地法第3条許可の 7 について承認とします。
議長	議案第 31 号農地法第5条許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 31 号農地法第5条許可について説明
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
黒木委員	住宅建設のための申請となっております。農振地ではない事、住宅建築の内容を聞いたところ、周辺の農地への日当たりなど問題ないと思います。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。

	なければ議決を取りたいと思います。議案第 31 号農地法第 5 条許可について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	議案第 31 号農地法第 5 条許可について承認とします。
事務局長	以上を持ちまして、第 11 回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____